

事務連絡  
令和5年6月28日

市内障害児通所支援事業所 管理者 様

川口市福祉部障害福祉課長

障害児通所支援における児童指導員等加配加算の取扱いについて(通知)

日頃より、本市の障害福祉行政にご理解とご協力賜り厚くお礼申し上げます。  
障害児通所支援事業所における児童指導員等加配加算の取扱いについては下記のとおりとなります。

事業所におかれましては、適正な報酬算定を行うようお願いいたします。

#### 記

- 1 児童指導員等加配加算を算定する際の留意事項  
別添1のとおり
  
- 2 国からの事務連絡等
  - (1) 事務連絡  
障害児通所支援における児童指導員等加配加算の取扱いについて
  - (2) 別紙1  
会計検査院検査による指摘事項(詳細)
  - (3) 別紙2  
障害児通所支援における児童指導員等加配加算の要件に関するQ&A
  
- 3 その他  
児童指導員等加配加算及び専門的支援加算に関する届出書の様式変更  
別添2のとおり

川口市福祉部障害福祉課  
施設係 金子  
TEL048-271-9442(直通)

## 児童指導員等加配加算を算定する際の留意事項

### 1 児童指導員等加配加算とは

常時見守りが必要な障害児に対する支援及び障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等の支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を配置している場合に、資格等の種類、事業所の態様等に応じて算定する加算です。

### 2 児童指導員等加配加算の要件

児童指導員等加配加算の要件は、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、理学療法士等や児童指導員等又はその他の従業者を、常勤換算で1人以上配置しているものとして指定権者に届け出た場合に算定できます。

### 3 留意事項

- (1) 「児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数」について  
通常求められる従業者とは、すなわち基準人員のことを指しております。

【例】放課後等デイサービス（定員10名）

- ・管理者1名
- ・児童発達管理責任者 常勤専従1人
- ・児童指導員又は保育士 営業時間を通じて2人（うち1人以上は常勤）

直接支援員である児童指導員や保育士が「営業時間を通じて必要な人数」や「うち1人以上は常勤」を満たしていない場合だけでなく、管理者や児童発達支援管理責任者が配置されていない期間など、基準人員に欠員がでている場合は、加配加算を算定できません。

- (2) 加配の要件を満たさなくなった場合

児童発達支援管理者の不在など、基準人員に欠員が生じ、加配の要件を満たさなくなった場合は、速やかに体制届出書を提出してください。また、事業所の人員配置や勤務形態に変更が生じた場合は、変更届出書もあわせて提出してください。